

# 平成 2 3 年度第 9 回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日	時	平成 2 3 年 9 月 7 日 (水)	午前 9 時
場	所	八王子市役所 議会棟	4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第9回定例会議事日程

1 日 時 平成23年9月7日(水)午前9時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

## 3 会議に付すべき事件

- 第1 第23号議案 八王子市教育委員会請願取扱基準について
- 第2 第24号議案 八王子市立元八王子中学校体育館改築工事に関する議案の調製依頼について
- 第3 第25号議案 小中一貫校の開校について
- 第4 第26号議案 損害賠償の和解に関する議案の調製依頼について

## 4 報告事項

- ・平成22年度執行分定期監査結果について (教育総務課)
- ・死亡者叙位・叙勲の受章について (指導課)
- ・中学校理科授業にかかわる新聞報道について (指導課)
- ・生涯学習施設の休館日及び開館時間の変更について(口頭)  
(生涯学習スポーツ部)

---

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番)	小田原 榮
委 員	(2番)	和田 孝
委 員	(3番)	川上 剋美
委 員	(4番)	水崎 知代
教 育 長	(5番)	石川 和昭

## 教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	坂倉仁
学校教育部指導担当部長	佐島規
教育総務課長	穴井由美子
学校教育部主幹 （企画調整担当）	平塚裕之
施設整備課長	矢光克彦
学事課長	海野千細
学校教育部主幹 （保健給食担当）	山野井寛之
指導課長	廣瀬和宏
指導課統括指導主事 （特別支援教育・ 教育センター担当）	藏重佳治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所夏目
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	山下久也
指導課前任指導主事	木下雅雄
生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	望月正人
生涯学習総務課長	宮木高一
スポーツ振興課長	小山等
生涯学習スポーツ部主幹 （スポーツ施設担当）	遠藤幸保
国体推進室主幹	富貴澤繁幸
国体推進室主幹	高橋利光
学習支援課長	小松正照
文化財課長	田島巨樹
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	田中明美

生涯学習スポーツ部主幹  
( 図書館担当 )

玉 木 伸 彦

生涯学習スポーツ部主幹  
( こども科学館担当 )

齋 藤 和 仁

教 育 総 務 課 主 査

新 納 泰 隆

教 育 総 務 課 主 査

遠 藤 徹 也

施 設 整 備 課 主 査

松 本 眞 次

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 任

久 保 陽 子

教 育 総 務 課 主 任

最 上 和 人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、平成23年度第9回定例会を開会いたします。

いつも申し上げておりますけれども、電力不足が心配されている中、本市では常時15%の電力削減に取り組んでいるところでございます。空調温度を高目に設定しているために、出席者は軽装とさせていただいております。また、照明は一部消灯とさせていただいております。御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、議事日程中、第26号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第23号議案 八王子市教育委員会請願取扱基準について、を議題に供します。

本案につきまして、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長 それでは、第23号議案 八王子市教育委員会請願取扱基準について御説明いたします。詳細について、遠藤主査から説明いたします。

遠藤教育総務課主査 八王子市教育委員会請願取扱基準について御説明いたします。教育委員会に提出された請願の取り扱いについては、八王子市教育委員会請願処理規則にのっとり処理することとなっております。また、教育長の専決につきましては、会議の円滑な進行を図るため、同規則第4条第1項に規定されており、その規定の運用について、取扱基準を定めるものが本議案でございます。請願制度の趣旨を踏まえ、教育長の専決事項を事前に教育委員会定例会において決定し、明確化することにより、規定の適正な運用を行うことを目的とするものでございます。

では、内容となりますが、八王子市教育委員会請願処理規則第4条第1項に規定する教育長が専決することができる軽易な事項として3点示してございます。一点目としまして、提出された請願が法令で規定され、その内容も既に実現されていることが明らかな事項でございます。二点目は、既に採択、処理された請願と趣旨を同じくするもので、その後、特段の変化がない事項でございます。最後の三点目は、教育委員会が所掌する事務に属さないことが明らかな事項となります。これは教育委員会が誤って、もしくはやむを得ない理由により受理した請願の取り扱いについては、請願法第4条の規定により、その官公署は請願者に正当な官公署を指示し、または正当な官公署にその請願書を送付しなければなりません、誰の権限において送付できるのかが規定されております。そこで、今回、正当な官公署へ送付することのできる基準を定めるものでございます。

なお、この基準については、ここで議決がされれば、本日、平成23年9月7日から施行したいと考えております。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑ございませんか。御意見を含めていかがですか。

和田委員 請願については、やはり市民の声を聞くといいますが、教育に関するさまざまな意見をお聞きする非常に貴重な制度だと思っておりますけれども、この夏に行われた教科書採択等の請願内容を見ますと、既に繰り返し議論され、教育委員会としても鋭意努力をして実施されているものについて、繰り返し請願が出されているという状況がある中で、会議の円滑な運営を考えたときには、その内容を精査して、内容のある協議をしていきたいという考え方から、私はこの請願取扱いの基準を設けて議題の整理をしていくということは、必要なことだろうと考えています。また、この内容については、報告があると考えていますので、その内容についてまた御報告いただいて、私どもは確認をしていきたいと考えています。

小田原委員長 今、和田委員の御指摘、御意見の中で処理規則の中に、教育長専決があった場合には教育委員会に報告するというような条文というのはあるわけですね。

穴井教育総務課長 それは同規則の第4条第2項のところに、「教育長は、前項の規定により処理した事項は、その旨を次の委員会の会議に報告しなければならない。」と規定されておりますので、必ず報告を行うものです。

小田原委員長 そうすると、先ほどの市民、国民の意というものが全く無視されているわ

けではないのだと。そういう御意見があったということは報告されてくるということですが、そのほか、いかがですか。

それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第23号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第23号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第2、第24号議案、八王子市立元八王子中学校体育館改築工事に関する議案の調製依頼についてを議題に供します。

本案につきまして、施設整備課から御説明願います。

矢光施設整備課長 それでは、第24号議案 八王子市立元八王子中学校体育館改築工事に関する議案の調製依頼についてでございます。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づきまして、体育館改築工事について、八王子市長へ調製を依頼するものでございます。

本案の内容につきましては、施設整備課、松本主査から説明をいたします。

松本施設整備課主査 それでは、今回の議案について、御説明をいたします。

依頼する議案の内容ですが、八王子市立元八王子中学校体育館改築工事のうち、建築工事の契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会に議決を求めるものです。

工事内容といたしまして、昭和46年1月に施行された旧耐震基準よりも前の基準により建築された体育館、メインのところは昭和38年度、附属の更衣室等を昭和50年度に建築した建物を改築し、耐震性を確保することにより、生徒に安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時の避難場所としての機能の確保を図るものでございます。

体育館棟の規模につきまして、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、延床面積1,287.43平方メートル、所用の部屋としてアリーナ、ステージ、男女更衣室、男女トイレ、誰でもトイレ、器具庫等。外構その他工事で、渡り廊下、自転車置き場、門、フェンス、舗装等となっております。既存の体育館より全体的な規模としておおよそ1.4倍ぐらいの規模になります。その中で、一番特に活動するアリーナ部分が大体既存の体育館より1.6倍弱ぐらいの規模となっております。

関連資料の配置図を見ていただきますと、メインの体育館の部分と北校舎、南校舎、それと体育館を結ぶ渡り廊下、自転車置き場と周りの舗装や門等の工事、それと特別教室棟と南校舎、北校舎を結ぶ仮設の渡り廊下、こちらにつきましては、仮設の渡り廊下の解体工事となっております。

工事予算といたしましては、平成23年、24年の債務負担で3億9,980万円。これにつきましては、建築工事、電気設備工事、給排水・衛生設備工事を含んでおりません。

予定工期といたしましては、市議会定例会の12月議会を経て契約を行いますので、平成23年12月中旬から平成25年2月下旬までの約14カ月を予定しております。

小田原委員長 施設整備課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございませんか。いかがですか。

川上委員 この設計はいつなされたのですか。

松本施設整備課主査 実施設計につきましては、平成21年から22年の2カ年で行っております。

川上委員 設計図には全部書いてあるわけではないので、わからないのですけれども、節電が求められている状況ですので、電気設備工事を行うとおっしゃいましたけれども、照明器具はどういうものを使うとか、そういうことまで詳しく私どもは知ることはないのでしょうか。

小田原委員長 例えば、今、従来の体育館の水銀灯というのは、大分費用がかかる水銀灯なのだけれども、新しい節電の水銀灯が出てきているわけですね。そういうようなところとかは、どういうふうに配慮されているのかという、そこら辺がわかるのか、わからないのかということなのですね。

松本施設整備課主査 照明につきましては、9月の補正予算において、ほかの小・中学校体育館の照明灯の省エネタイプのセラミックメタルハイドランプへの交換を出しておりますけれども、それと同じように、省エネに関して考慮しながら、照明器具等も選定しております。

小田原委員長 質問は、そういうようなことを含めて、設計段階の配慮がされている部分というのは知ることができるのかと聞いているわけです。できるのか、できないのか、どちらかなのだけれども、いかがですか。

松本施設整備課主査 お示しすることはできます。



川上委員　　ですから、最初にお伺いしたのが、設計段階がいつだったかということで、こういう非常事態が、これからもずっと続くのでしょうか、それに対して設計の変更があったのかとか、そういうことも伺いたかったのです。この資料だけでは全く何もわからないので、平成23年3月11日以降にどういうふうに変更したのか、そのままやるのか、そのままやるのだったら、どういう理由でとか、そういうことも聞かせていただきたい。

それから、体育館というのは地域の避難場所にもなるわけですよね。そのときに、このいろいろなものの数がこれで足りるのかとか、そういう点について改めて検討しなくてもいいものなのかなというのが、この設計図を見せていただいたときに、ちょっと心配になったものですから質問をさせていただきました。

矢光施設整備課長　設計がだいぶ前の時期になりますので、そのときには、もう実際に設計は終わってしまっているものもあるのですが、今後設計するものにいたしましては、その実施設計の段階ですとか、そういった段階で報告をしていきたいと考えております。

川上委員　　この建設が始まる前に、見直しというものはしないということですか。これはもう決まったことだから。

矢光施設整備課長　大変申し訳ないのですが、本件につきましては、実施設計も固まっておりますので、変更は不可能だと考えております。

川上委員　　できるものと、できないものがあると思うのですよね。だから、全体的な大きなものはできないかもしれませんが、電気器具の変更とか、よりよいものにするということは可能ではないかなと思いました。

松本施設整備課主査　先ほど説明しました照明器具につきましては、一度設計を上げたものから、一部、先ほどの省エネタイプのほうに、ここで見直して変更をかけております。

川上委員　　それはいつ変更なされたのですか。

松本施設整備課主査　ここで既存の体育館の照明器具を取りかえるということもありましたので、そこであわせて変更をかけております。

川上委員　　だから、途中で変更したと、よりよいものにしましたとおっしゃっていただければ、ここまで質問しなかったのですけれども。

小田原委員長　対応はどういうことかと、川上委員もお話しされたのだけれども、3月11日も、それから台風12号も想定外とみんな言うわけです。けれども、年々、温暖化とかいろいろ言われているわけだけれども、天災の部分が思いもよらなかったようなと

ころがあるわけで、それに対して避難所として学校が重要な機能を果たすだろうと。これもまた想定される場所なのですよ。それに対して、従来、設計図が出てきたところで、これで大丈夫かということをお伺いしていたわけですね。それは、水とトイレが大きかったのですが、これを見ても十分だと私は思わないのだけれども、そういうものに加えて今回の節電、今、こういう状況であるわけですから、新しく設計する段階でそれは当然見直していくべきものなのです。もう相当の日時が経過しているわけですから、その間で見直してきて、その結果、こういうふうに今固まっていますという説明が欲しかったわけ。それを言っているわけです。十分検討してきて、結果、この段階で示しているとおりにせざるを得ないのだというような話になれば、それはそれでしょうがないし、これからも、トイレの部分は何かありませんかと言われたときに、どういうふうに対応するかというのは、考えておかなければいけない話でしょう。

水崎委員 この内容とは少し外れるかもしれないのですが、実際、12月中旬から工期に入ることなのですから、体育館を使えない間は元八王子小学校の体育館を借りて、授業とか部活とかをするというお話を聞いたのですが、ぜひ工事中の安全対策と、体育館へ移動するときの交通安全対策をしっかりといただきたいと思えます。期間がかなり長くなりますので、中学生とはいっても危険にさらしてはいけませんので、ぜひ安全の配慮を、学校や工事関係の方に、お伝えいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

小田原委員長 アリーナを含めて1.4倍と。アリーナ部分だけでいえば1.6倍の広さだと。この点では非常に考えられていると思えますけれども、せっかくなので、いいものをつくってほしいと思えますので、変更できる場所、あるいは要望があったときに、それが取り入れられるものは取り入れていくという姿勢だけはお持ちいただきたいと思えます。

それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第24号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第24号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第25号議案、小中一貫校の開校についてを議題に供し

ます。

本案について、指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事　それでは、第25号議案　小中一貫校の開校について御説明いたします。

今回議題とする小中一貫校は、八王子市立第六小学校、それから八王子市立第三中学校による一貫校でございます。

資料の1番にございますが、名称につきまして、学校名はそのまま八王子市立第六小学校、八王子市立第三中学校でございます。そして、小中一貫校の名称として「八王子市立いずみの森小中学校」となります。

2番、開校日でございます。平成24年4月1日でございます。

3番、開校する理由でございますが、第六小学校、それから第三中学校は、校地が隣り合っております。小学校の校舎と中学校の校舎の間に渡り廊下を設置することにより、施設一体型の小中一貫校として開校することが可能であります。また、平成21年度には「小中一貫教育モデル校」として、小学校、中学校間での教職員の連携体制、それから児童・生徒の交流を行ってまいりました。これらの研究の成果をもとに、継続的にこれまで実践を積み重ねてまいりました。このため、開校に向けた準備が整ったということで、議案として提出をしております。

なお、「いずみの森小中学校」という名称でございますが、これは小中学校間で検討したものを保護者、地元の方々にお示しし、協議、理解を得た上でこのような名称となっております。この名称につきましては、本案が議決されましたら、八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部改正をして、名称を定めるということになります。

小田原委員長　指導課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

水崎委員　単純なことを聞いてしまうのですけれども、卒業証書というのは、それぞれ第六小学校、第三中学校で出るのですか。

山下指導課統括指導主事　これら学校は、法の制度上にはそれぞれ小学校、中学校として独立してございますので、それぞれの入学式や卒業式、今の証書等については、これまでどおりということでございます。

小田原委員長　学校教育法が遅れているわけです。こういう制度が先行してしまっていますので、学校教育法としては小学校、中学校しか今はありませんので、中等教育学校み

たいな、初等、中等教育、そういうのが認められないうちは、小学校の卒業と中学校の卒業証書というのは、それぞれの校長が発行しなければいけないということなのですね。

そのほか、いかがですか。

川上委員 この場合は、小中学校別々の卒業証書というのはわかるのですけれども、「いずみの森小中学校」という名称は、どこにも文言は入らないということですか。

山下指導課統括指導主事 卒業証書には正式名称も入りますけれども、あわせて「いずみの森小中学校」という表記は可能であると考えております。

小田原委員長 証書までの規定はないということですか。要するに、卒業台帳に番号と氏名が記載されるのは小学校と中学校であって、学校としては「いずみの森小中学校」をつけた卒業証書を発行することができるということですね。

山下指導課統括指導主事 今お話があったように、卒業生の台帳の記載、それから番号等については、それぞれの学校ということで出す形になりますけれども、表記につきまして、もちろん正式の学校名を載せた形であれば、発行は可能と考えております。

小田原委員長 入れるか入れないかというのは、それぞれの学校で考えなければいけないわけでしょうけれども、思いは、載せたいということでしょうね。だから、できないということであるならば、できるものを考えればいいわけですね。

そのほか、いかがですか。

和田委員 このケースの場合を施設一体型としているわけですね。実際には渡り廊下がつながっているということで施設一体型になっていますよね。ほかの施設一体型の学校でいうと、校長を1人にして、全体の経営を行うというような形をとるわけですが、このケースの場合には、そういう経営上の考え方としては、校長を1人にして全体を見ていくという従来の施設一体型の経営ではないですね。そういう形になってきますか。

山下指導課統括指導主事 今回のケースにおきましても、校長1名、副校長3名の体制で、東京都とは調整をしているところでございます。

和田委員 それで、建物が上につながっていても、横に広がっていても、それは構わないと思うのですけれども、そういう経営をしていくときに、校舎の共有であるとか、あるいは教育活動の場において、それぞれ積極的に交流をするような、そういう工夫がなされていますか。

山下指導課統括指導主事 現在のところの計画では、校舎間を渡り廊下でつなぐということ

ころでございます。御指摘のとおり、これまでの全く一体というか、一つの校舎の中でというところに比べれば、渡り廊下を使った形での行き来ということですので、かなり経営の面からも、交流の時間的なものからも課題はあるものと思っております。今のところ、英語科ですとか社会科等で中学校教員が小学校に行って教える時間の確保をしたり、あるいは外国語活動では連携した指導を行うなどの、教育課程の編成について計画をしているところではあります。ただ、それ以外の施設というところは、まだ検討しているというのが現状でございます。

和田委員　そこで、これはこれからの意見になるのですけれども、施設一体型といっても渡り廊下でつながっているだけなので、校長自身が非常に全体を把握している、あるいは経営を積極的に進めようという考え方がないと、隣接型と同じになってしまって、結局、施設がただ渡り廊下でつながっているだけの二つの学校という、そういう経営になりがちなので、ぜひその辺のところは、今後の指導の中で、距離が離れてしまいますので、そういう意味では、積極的にこの施設一体型の良さを、そういう経営も変わってきたわけですから、その辺のところ、一つの学校として機能するような、そういう取り組みをぜひしていただきたいと考えています。

山下指導課統括指導主事　いずみの森小中学校は、これまでの施設一体型と違って、今のお話のとおり、距離という面でこれまでにない困難な部分があるかと思えます。このあたりは経営の上でも課題になってくると思えますけれども、校長1人のリーダーシップのもとに、これまで以上に副校長を含めた小中学校での組織的な経営について、力を入れていきたいと考えておまして、例えば、朝、校長からの一斉メール送信の指示とか、そのあたりの工夫については、今検討をしているというところでございます。

小田原委員長　今に関連して言えば、校長1人、それから副校長3人という形なのだけでも、これは施設的な部分とかカリキュラムの部分とかで、副校長が2人では担当し切れない部分があるからというので、副校長を3人にしていますけれども、それがかえって一体化を阻害することになっているのではないかという感じもするのです。むしろ教員を増やしたほうがいいというふうに思われるのですけれども、現段階としては今の体制でいくとして、これまで開校している小中一貫校の課題とか要望とかというのをお聞きしていると、これはもう当然、渡り廊下しかないとか、あるいは元の中学校の校舎に体育の時間に出かけていくとか、家庭科の調理に出かけていくとかというようなことは、大変な苦勞というか、課題はあるわけです。だから、何とかしてくれという話が飛

び込んでくるのだけれども、私は、そういう課題はもう承知で出発しているわけですから、それをどう工夫して乗り越えていくかという、施設をつくってくれとか、こうしてくれとか、渡り廊下をもう1つ造ってくれとかという話ではなくて、行き来するときに、こういうふうにして行き来が十分できるようになっていくのだという、そういう実践を考えていってほしいなというふうに思います。当然、やりにくい部分というのはあるわけで、それを我々としてもできる部分は配慮していかなければいけませんけれども、それをすべてお願いするという形ではなくて、学校の中でそれを乗り越えていく工夫、こういう工夫があったのでできたのだというふうな、それを目指してほしいなと思います。こんなことを言うと、現場からそんな無理を言うなと言われそうな感じがありますけれども。

そのほか、いかがでしょうか。

川上委員 小中一貫校の名称なのですけれども、今回、「いずみの森小中学校」ととてもきれいな名前がつけました。先ほどの説明の中では、学校側からの幾つかの提案があって、それから、地元の方々にそれを御承認いただいたというところなのですけれども、この「いずみの森」という名称に、学校側がそれを提案したときの根拠は何かありますか。

山下指導課統括指導主事 「いずみの森」というのは、小中学校に隣接しています六本杉公園に古くから湧水がございまして、市の今後の計画の中でも、湧水を中心にした再開発といいますか、そういうところも含めて検討に入るところもございました。学校では、その湧水にちなんで、そこでの教育活動も含めた形での名称ということで検討し、当初、公園自体の六本杉等の名称を使うという案もあったのですが、小学生から中学生までの保護者の方々になじみやすい名前ということと、新しい学校であるということから、今回「いずみの森小中学校」という提案になったものでございます。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 これもその説明の仕方によると思うのですけれども、学校の名称というのはここで決めるわけです。ここで決めるわけですので、八王子市としては、学校の名称というのはこういう形でもって決めていくという考え方があって、それはただ一方的に決めるのではなくて、子どもたちの、あるいは地域の実態に合った名称にしていくべきだろうということなのですよ。その結果、地域になじみのある名称という、これが一番いいだろうということです。学校の名前のつけ方、学校に限りませんが、その

名称は、例えば、自分たちの名前にしても、親の願いというものがかなり込められているということがよく言われるわけです。そこに願いを込めていくのは、理念的なものが欲しいということになるだろうけれども、これは時代によっても、人によってもかなりの違いが生じやすいものですから、そういうものは避けて地域の皆さんが納得できる名前、そこにまた願いも込めたものがあって、今回は「いずみの森」という名称にしたいということだというふうに思いますけれども、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第25号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　異議ないものと認めます。

よって、第25号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　続いて、報告事項となります。教育総務課から御報告願います。

穴井教育総務課長　それでは、平成22年度執行分の定期監査の結果について、御報告をいたします。詳細については、新納主査から御説明いたします。

新納教育総務課主査　平成22年度の予算及び事務の執行等について、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき行われました監査の結果につきまして、報告させていただきます。

お配りしております資料に記載がございますとおり、対象所管は、教育委員会としましては、学校教育部及び各小中学校が該当しております。教育委員会の事務局以外では、こちらに行政経営部以下、所管名を記載してございます。

監査の期間でございますが、平成22年12月15日から平成23年8月18日までの間に監査が行われました。

監査の観点でございます。予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかにつきまして、監査が行われました。

監査の方法につきましては、書類審査、質問調査及び実施調査等、通常実施すべき監査手続により実施されたところでございます。

監査結果でございます。

8月19日に監査の講評がございまして、裏面から報告書という形で定期監査報告書をお付けしてございます。こちらの学校教育部分の抜粋でございます。その中で指摘事項が1件、学事課が所管している「部活動外部指導員謝金に係る財源確保について」が指摘を受けております。また、19日の講評時に講評時留意事項としまして、こちらの書類にはなく、口頭での説明でございましたが、「中学校給食支援システムに係る契約及び仕様の内容について」ということで留意事項が1件ございました。

監査の結果、全体につきましては、学校教育部学事課以外につきましては、特段指摘する事項はないということでございます。学校についても、小学校12校及び中学校5校、小中一貫校2校、計19校に監査が実施されたところですが、そちらについても同様に指摘事項はありませんでした。

指摘事項、それから講評時の留意事項につきましては、裏面からございます資料の4ページから5ページに全文記載してございますが、要約として読み上げたいと思います。

「中学校の部活動において、顧問教諭の代わりに指導に当たる外部指導員を配置しているが、外部指導員に支払う謝金について、東京都からの補助金の交付を受けている。

しかしながら、東京都に補助申請をしていなかった学校があり、本来交付されるはずであった、972,000円の補助金を受けることができなかった。

については、財政状況が厳しい折、貴重な財源を少しでも多く確保する工夫と努力が必要であり、中学校に対し、都の補助事業であることを周知した上で補助申請に間に合うように期日までに事務処理をするよう促すとともに、中学校と緊密な連携を図り、積極的に財源を確保するよう努められたい。」

これが部活動外部指導員に係る財源確保についての指摘事項でございます。

そして、講評時の留意事項としまして、中学校給食支援システムに係る契約及び仕様の内容についてでございますが、「中学校給食の実施にあたり、保護者からの注文や、業者への発注業務は、インターネットを利用したシステムを使用しており、システムを運用するにあたり、当該システム事業者と賃貸借契約を締結している。

システム事業者がサーバ等を管理しているにもかかわらず、賃貸借契約書では「設定後生じた賃貸借機器及びサービス等の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、八王子市が負担するものとするものとしていた。一方、仕様書では、システムの概要や保守内容について記載しておらず、事業者における必要なセキュリティ対策の確保についても不明確であった。については、個人情報漏えい防止対策、情報セキュリティ対策などの観点



から、総務省や市IT推進室が作成する各種ガイドライン等を参考に、契約書及び仕様書の見直しをされたい。」という内容でございます。

このことにつきまして、今後の対応といたしましては、指摘事項及び講評時留意事項それぞれについて措置を講じ、その内容について、教育委員会定例会に報告するとともに、監査委員に通知します。

報告は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

海野学事課長 まず、今回の定期監査で指摘を受けまして、私ども学事課で東京都の補助制度を十分活用できず、大変申し訳なかったとお詫びを申し上げます。

それから、今後の対応についてですけれども、基本的には、学校に東京都の補助制度についての十分な理解が行き渡っていないという課題があると認識しておりますので、学校長を通しまして、補助制度の仕組み、内容等について周知徹底を図りまして、今後、十分この活用ができるよう進めていきたいと考えております。また、状況によりましては、過去の実績等からあらかじめ一定の枠を事務局で想定して準備する等の対応を図ることも必要かと考えております。

小田原委員長 学事課から補足がございましたけれども、いかがですか。

まずお聞きしたかったのは、新納主査から今後の対応について説明がございましたけれども、今後の対応としての措置はどういうことかということをお聞きしたかったのだけれども、学事課長から補足がありましたので、そういうことかなと思うのですけれども。

私からで申し訳ないのですが、監査事務局の指摘が、3行目のところなのだけれども、「本来交付されるはずであった」というのは、これは違うと思うのです。相手が言っている話ですから、それはそれとして、私たちとしては、これは本来交付されるものではなくて、交付されるはずではなかったものが、当然、交付されなかっただけの話なのです。ここは、だれが何をしなかったために、申請すればもらえるものがもらえなかったというだけの話なのですよね。だから、そこを明確にしないといけないわけです。そこはどういうふうに答えるのですか。

海野学事課長 この補助制度の仕組みでいうと、東京都から通知がありまして、それについて学事課から各中学校の校長あてに通知を出しまして、中学校から部活動ごとに必要な書類が上がってきて、それを整えたところで東京都に申請をするというシステムにな

っています。そういうことでいうと、実は担当者は締め切り間近になっても書類が提出されない学校には督促をしているのです。にもかかわらず、申請関係の書類が整わなかったという状況もある中で、結果的にはその補助金がもらえなくなってしまったという状況が起きています。ですから、そういう意味でいうと、今後、学校長に強く働きかけて、期日に合わせて申請書類等が整えられるよう働きかけていくことが必要だと考えています。

小田原委員長　あと、先ほど学校の理解が不十分だったという話なのだけれども、学校の理解が不十分だから督促をしても上がってこないという、そういうことなのですか。

海野学事課長　現段階ではそのように考えております。

小田原委員長　それは理解が不十分だということと違うのではないですか。例えば、学校に顧問がないから、部活動をやるのに誰が面倒を見るかという話でしょう。そうすると、その学校の部活動をさせているのは誰ですか。顧問がないから、外部指導員を頼むわけでしょう。

海野学事課長　顧問がないということではなくて、十分な技術指導とか専門的な指導ができない場合に、管理顧問というような形で顧問を置いて、技術的な指導を外部指導員に依頼するという形をとっていると考えています。

小田原委員長　だれが依頼するのですか。

海野学事課長　学校長です。

小田原委員長　そうすると、学校長はその外部指導員をただ働きさせるように依頼しているわけですか。そうではないでしょう。依頼するということは、顧問ができないから外部指導員を頼むわけで、そうすると、その外部指導員には手当を払わなければいけないことを承知しているわけでしょう。それは理解不十分だということなのですか。

海野学事課長　理解不十分と申し上げたのは、都の補助事業を活用しているということについての理解が不十分と考えています。

小田原委員長　そうではないのではないですか。

石川教育長　都費と市費を一緒にして支出しているから、こういうことが起こるわけですから、申請がなかったのだから、市費からそこに支出してはいけないところを支出しているから、こういう問題が起こったのだと私は思っているのです。

小田原委員長　そうです。

石川教育長　だから、その辺をきちんとしないと。申請がないのだから、今年度は手当が

出せませんよと。

小田原委員長 手当を市が出してはいけないわけですからね。

石川教育長 これも大事な指導の一つなのですよ。そういうことをやらないから、何でもしりぬぐいしてしまうから、こういう結果になると私は思う。

小田原委員長 だから、要するに、監査事務局が「本来交付されるはずであった」と言っているから、おかしくなるのだと僕は思うのです。そうではないのです。我々はそんなふうには受け取ってはいけなくて、だから、だれがどうするということがきちんとしていないわけですよ。お金をだれが払うのか。働いたら支払いするのが当たり前なわけで、学校の先生がやるべきところをやらないから、こういうことになるわけで、という話になってくるのですよね。だから、もうちょっと学校の教育活動をどういう形でやっているのかというのを、みんな、誰かがお金を出してくれているから、人のお金でやっているからという考え方でやっているからいけないわけで、どうしたらいいのか。そのところ、今後の措置をどうするかということは、もう少ししっかりと考えて報告していただきたい。

穴井教育総務課長 今回は、八王子市民の税金を97万2,000円分余分に使わなければいけない結果になったので、あえて報告では、措置をすることを前提で書かせていただきました。そして、措置内容の中には、委員長がおっしゃるとおり、学校の経営力を強化していこうというのが八王子市教育委員会の目標でもありますが、そのところへ最終的にはいってしまうのですが、学校の経営力の中には、財源がどこから来ていて、どのようなものが収入としてあって、どういうふうに支出すべきだというようなことが、各学校が承知していく必要があると思うのです。そのためには、バックヤードである事務局がそういう意識を持って、強い指導力と、それから情報提示、そうしたものをしていかなければいけないのだと思っています。ですから、今回のことについては、根本的にこういったことが二度と行われなくするためには、組織改正を含めたものと、校長先生や教員も含めて、事務局職員も含めた意識改革もしていかなければいけないと考えているところです。ただ、今回の事象だけを防ごうということであれば、やはりこうしたことが起こらないようにということで、先ほど学事課長が言ったような措置を徹底していくことを、まず当面の措置として行って、その次の段階では、前回の音楽鑑賞教室の問題もありましたが、すべて関連したものとして受けとめた上で、組織的な改善をしていかなければいけないと思っています。

小田原委員長 組織的な改善といっても、よくわからないところがあるのですが。

その次の留意事項も同じなのだけれども、見直しをされたいと言うけれども、どういふふうに見直しをするかというのは、見直しするまでもない話だと私は思うのです。要するに、そこで仕様書をつくったときのようにやれば、それは何も問題がないわけだけれども、セキュリティ対策をあえて講ずる必要もないものではないかなと思うのだけれども。

山野井学校教育部主幹 中学校給食の契約の仕様書ですけれども、事前にIT推進室と事前協議という中で、個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書等を整えておるのですが、システムの概要ですとか、その保守内容についても踏み込んで仕様書の中に記載したほうがよりいいのではないかということで、今回、あえて留意事項として監査としては載せたいという話がありました。確かにこの部分は、個人情報を取り扱う特記仕様書というもので、我々としては不備はないと思っていたのですけれども、例えば、委託する以上、システムの概要等はきちんと示している証としても載せたほうがいいのではないかという指摘ですので、これについても再度IT推進室と協議をしながら、どの形がいいのか整えていきたいと思っています。

和田委員 部活動の謝金の件については、私も、校長自身もこの補助制度がある中で成り立っているということを十分理解する必要があると思いました。そこで確認なのですが、5ページの上から3行目のところに、所管課によれば平成22年度は東京都への申請期限が早まり、外部指導員の採用が確定していなかった影響で、補助の申請が間に合わなかったということになっているのですが、今後はこういう日程、スケジュールで進められていく中で、例えば、申請時期が早まったことによって、恐らく外部指導員は来年それを引き受けられるのかどうか、自分の生活もある中、早い時期に大丈夫ですよと言える人はいいのだけれども、来年は引き受けられないかもしれないというような、そういう流動的な時期があって、なかなか学校に返事をしにくかった部分もあるのではないかなということも考えられるのですが、そのような时期的な制限とか制約というのは、この中の申請時期が早まったという中身としては出てこないのですか。毎年できる人はもう構わないのですけれども、必ずしも来年は引き受けられないよというような人も出てきている中で、申請期限が過ぎてしまうというようなことになるとすれば、今後も同じようなことが出てくるのが懸念されるのですが、その点は特にこの中身としては問題ないのですか。

海野学事課長 申請時期については、基本的には都への締め切りということがございますので、それまでに出していただくということが前提になります。ただ、状況に応じて都と事前に交渉するなり、対応を図る形で調整が可能な部分もあるかもしれないと考えています。

和田委員 来年はどうかかわからない、来年もお願いしたいけれども、引き受けてもらえないかもしれないというような状況の学校があったとしても対応はできるということですか。

海野学事課長 事前に学校とそういう緊密な連携をとって、どういう状態で今まだ出せないのだから、見通しみたいなもの確認すれば、あとは都との交渉になってくると思います。

小田原委員長 そうですね。学校の部活動の問題というのは、そういう外部指導員だけの話で考えていくと、こういう問題になってくるのです。だから、そうではなくて、例えば、生涯学習スポーツ部で地域スポーツクラブを推進している担当部署は、どういうふうにこういうことを考えるのかなと思うのだけれども、そういう部分を含めて考えていくべきだろうと私は思っているのです。もっと根本的に言えば、学校で部活動をやるのであるならば、そこに当然、指導できる教員がいなければいけないわけで、いなかったら、それを指導できる教員を育てなければいけないというわけです。それができなければ、外部指導員を頼むという話になってくるのだけれども、外部指導員は、結局、こうやってお金を払ってやっていくわけですから、そういう形で子どもたちの需要を満たしていくとすると、これは大変なことになっていくはずなのです。だから、もっと根本的というか、大きな形でとらえていく必要があるだろうと思っっているのです。中体連との関係だとか、いろいろややこしい問題があるので、難しいことだろうと思いますがけれども、八王子なら八王子として、学校スポーツクラブと地域スポーツクラブと、それから学校の合同のクラブとか、そういうようなことを考えていく必要があると思うのですけれども。

とりあえず定期監査結果についてはそういうことなので、いろいろ問題点はありますけれども、その見通しを持ちながら今後の措置を講じて、とりあえずはこうする、将来的にはこういうことを考えていかなければいけないというふうな御提示をお願いしたいと思います。あとのお金の始末はどうするかというようなことは、私はそれほど大きな問題ではないというふうに思うのです。これは仕事をしてもらったわけですから、どこ

かが払わなければいけないだろうと。当然、市が払うべきだろうとは思いますが。

それでは、ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、教育総務課からの報告は以上ということで、続いて指導課から 2 件御報告願います。

廣瀬指導課長 それでは、死亡者叙位・叙勲の受章について、報告いたします。

受章者名、元・八王子市立第五中学校長、矢内仁美、享年 75 歳。

受章内容、叙位、正六位、叙勲、瑞宝双光章。

発令年月日、平成 23 年 3 月 18 日、これは死亡日でございます。

経歴といたしましては、教育公務員歴 35 年 11 カ月、校長歴 6 年。八王子市での経歴でございますが、平成 2 年 4 月から川口中学校長として 3 年、平成 5 年 4 月から第五中学校長として 3 年となっております。

伝達式は 8 月 24 日で行われました。

主な八王子市での功績でございますが、川口中学校長には平成 2 年 4 月から着任し、社会科教育の研究実績をもとに、教師の教科指導力の向上と生徒の健全育成の体制づくりに努力し、同校の安定期を築きました。また、第五中学校長時代には、平成 5 年から夜間中学級を併設している第五中学校の校長として着任し、多摩地区唯一の夜間学級の経営に取り組みました。同校は、八王子市内の伝統校でもあり、八王子地域を代表する人材を輩出している学校でもあるので、地域 O B との連携にも心を砕きながら、学校経営を進めて地域から信頼される学校をつくりました。

また、校長会での功績といたしましては、副会長として、また、八王子市中学校生活指導連絡協議会委員長として、会の運営はもちろん、生徒の健全育成について、指導助言者として八王子市内の生活指導主任を導きました。

以上が功績でございます。

報告は以上です。

小田原委員長 指導課からのまず 1 点目の報告ですが、何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、続いて指導課から御報告願います。

所指導課統括指導主事 中学校理科授業にかかわる新聞報道について、御報告いたします。

平成 23 年 8 月 26 日金曜日、朝日新聞の朝刊に、市立宮上中学校の理科授業にかか

わる新聞報道がされました。資料の1マス目にお示しました朝日新聞の記事は、裏面の朝日新聞の記事で線が引いてある箇所にあたります。単元全体を全く取り扱わない未履修があったとすれば、教育課程の実施にかかわる重要な問題であるにとらえまして、八王子市教育委員会としても、宮上中学校の指導の状況について、週ごとの指導計画や生徒のノート、教材、指導者の聞き取りなどにより事実確認を実施いたしました。その結果、新聞記事では履修漏れや未履修があったと書かれておりますが、新学習指導要領への移行に伴い、文部科学省より配布されました補助教材も使用して指導をしているため、単元全体を全く取り扱わなかったという事実は確認されず、履修漏れや未履修ということはありませんでした。

しかしながら、観察・実験が適切に行われていない、十分時数をかけて教えられていないなどの不適切な指導の実態が明らかになりました。観察・実験については、いずれも教科書や資料集の写真を見せたり、プリントを活用したりすることで、指導内容は押さえられていましたが、これからの授業についても、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、観察・実験を重視し、充実するよう、今後の改善をお願いしたところです。

その際、宮上中学校に対して、指導が不適切な部分を指摘しましたが、時数については一切触れておりません。学校が生徒の学力のより一層の定着を図るために必要な補習の時数として算定した数が、新聞報道では40コマ、20コマとなっております。

とらえております事実を説明したにもかかわらず、事実と異なる記事が掲載されたため、報道当日に朝日新聞には事実の再説明と訂正の申し入れを行いました。その後、9月3日の保護者会の翌日の朝日新聞の報道には、別添資料左下のように掲載をされております。なお、他社の新聞記事については、その別添資料の裏面を御参照ください。

宮上中学校には、不適切な指導や年間指導計画の不備、対応の遅れ、組織としての対応の課題があったことについて、保護者会で説明及び謝罪し、生徒の負担なども考えて、補習計画を立てるよう指導してまいりました。校長は、今後も御質問等には丁寧に対応していくと申しております。市立中学校には、教育課程の適正な実施について、校長会で本件の事例をもとに指導を行いました。また、今後の教育課程の実施状況について全市立小中学校に調査を実施し、実態を把握した上で必要な指導をしてまいります。

小田原委員長 指導課からの報告は終わりました。本件について、御質疑、御意見ございませんか。

和田委員 説明をお願いしたいのですけれども、資料の中に40コマとか20コマとかと

というのがありますが、通常、「コマ」というと、50分の授業時間を40回行うという、そういうことになるわけですね。そうすると、例えば、40コマということになると、通常の単元の指導計画などを考えたときに、教科書の内容がごそっと落ちていないと、この40コマという、そういう数字にはならないわけなのですけれども、現実の問題として、全く指導、学習が触れられなかった、そういう単元や内容の部分が相当あるということになるように思うのですが、実態としてはどういう不十分な点があったのか、この「コマ」の内容について説明をしていただきたいのですけれども。

所指導課統括指導主事　　ただいまの件ですけれども、この補習計画がこれだけの時間を要しているということについては、観察・実験が余りされていなかったということが大きな時数になっているととらえております。例えば、コケの観察等がございまして、それを実際に外に行ってコケを観察しなかったというようなことですが、実物を見せなかったので、教科書の写真あるいは映像資料等で指導をしたということが積み重なって、このような補習計画になっているというような状況でございます。

小田原委員長　　「コマ」の説明になっていないのです。だから、その「コマ」というのはまず何かということで、50分の1時間単位の授業をいうのか。40コマというと、1コマが50分の1時間単位の授業とすると、例えば、保健だとすると1単位が35時間だから、1年分の保健の授業をやっていなかったということになるわけです。それを超える授業をやっていなかったということでしょう。だけど、これを「コマ」と言っているのだけれども、何なのだという、そういうことを聞いているわけです。何で1単位時間とか言わないで、「コマ」と言っているのか。これは、朝日新聞が言っているわけではなくて、八王子市教育委員会も40コマと言っているわけでしょう。だから、それは何なのだと聞いているわけ。そこをわかりやすく教えてください。

所指導課統括指導主事　　学校のほうでは、この補習の時間を確保するために、月曜日の6校時等を50分間使って補習の時間を確保する。説明上こういう言い方が保護者にはわかりやすいということで「コマ」という表現になっております。ただ、実験・観察をただすればいいというものではなくて、その復習も踏まえて、前後の実験の方法の説明とか、そういうものをいろいろ積み重ねると、時数的には多くなるということで、40時間の補習計画がそのまま指導していないというわけではないということでございます。

小田原委員長　　要するに、50分の1時間単位時間を「コマ」と呼んでいるということですか。



所指導課統括指導主事 そのとおりです。

小田原委員長 何でそれを「40時間」とか「40授業時間」とか言わなかったのですか。

「コマ」というのは業界の言葉なのですか。

所指導課統括指導主事 学校からは「40時間」と報告を受けており、取材の対応等もそ

れでしているのですけれども、新聞には「コマ」という形で示されました。適切な表現としては「40時間」ということのほうが正しいと考えております。

和田委員 私もそう思うのです。一つは、その「コマ」という表現を使っていて、通常は

「授業時数」という、そういう表現の中で「何時間」という言い方になってきますよね。それから、今説明いただいたのですが、観察や実験がほとんど行われていなかったとしても、例えば、今、コケの観察と言いましたけれども、野外に出たって、それは1時間分の観察時間なのですよ。通常、実験をやっても、準備と、それから実験と最後のまとめを入れると、3時間程度で一つの実験のまとまりができるわけですよ。そういうことを考えたら、この40時間というのは、大変な実験・観察をやらなかったということにもなってくるし、しかも、八王子市教育委員会の調査の中では、触れられなかったわけではないということになってくると、どうしてこういう数字になるのかが理解できないのです。今、委員長からお話があったように、1教科が1年間分やっても35時間という、そういう教科もあるわけで、それが40時間とか20時間落ちたということになると、どれだけの内容をやっていなかったのかという話になってきて、補習で本当に済むのか、1年間かけても終わらない時間になってしまうのではないかというくらい大きな数字になっているので、そこで「コマ」の説明を具体的にさせていただいたのと、その「コマ」の内容が、果たしてその実験や観察だけの内容でこれだけの数字になるのかというところが理解しにくいところなのです。その辺をもう少し説明していただけたら、ありがたいのですけれども。

所指導課統括指導主事 先ほどお話ししました観察・実験の部分の積み重ねとあわせまし

て、あと、例えば、6時間ぐらい指導の時間をかけたほうがよいと思われるところが、2時間ぐらいで指導をしたということもございまして、そういったところも含めて学校が計画した補習時間ということでございます。

小田原委員長 この1年分をいうのですか、3年間をかけてのことをいうのですか。

所指導課統括指導主事 3学年については、1年次、2年次に観察・実験にかける時間が少なかったということもございます。

小田原委員長　そうすると、その間、何をやっていたのですか。例えば、6時間でやることを2時間で終わっていたということですか。そうすると、あとの4時間は何をやっていましたわけですか。

所指導課統括指導主事　例えば、他の単元で長い時間をかけ、もう少し丁寧に指導をしていたことがあったということです。

小田原委員長　6時間でやることを2時間でやったわけだから、やらなかったわけではないでしょう。

所指導課統括指導主事　はい。そのとおりでございます。

小田原委員長　だから、時間のかけ方の比重の問題だということだから、不足というふうになるのですか。

所指導課統括指導主事　不足というふうにはならないと考えます。

小田原委員長　そうすると、何でそれを不足というふうに言っているわけですか。補習が必要だというふうになるわけですか。そういうところがわからないのです。

佐島学校教育部指導担当部長　確かに、すべての内容については、取り扱って授業をしているわけですが、その行い方、それから時間のかけ方が不適切だったという部分があって、学校に指摘をしております。時数のことについても申し上げれば、学習指導要領の規定の中に、時数として考えていかなくはいけないという内容については、第1分野と第2分野について、ほぼ同等の時間をかけて指導することというような文言がございます。そういう意味で、第1分野の指導内容については、非常に丁寧に時間数もかけて指導をしているのですけれども、その分、第2分野が、例えば、年間140時間行おうとしたときに、ほぼ半分というか、60時間から70時間かける部分を50何時間しかやっていないというような、そういう部分での不足もありましたので、この部分は不十分ですよという指摘をして、その単元を、足りないところはどこだということよりも、きちんと子どもたちがわかるように時間をかけて教え直そうという形で取り組んでいくと、やはりかなりの時間がかかっていくということになります。

和田委員　確認なのですけれども、大きく単元そのものを全く取り扱っていなかったということではないということによろしいのでしょうか。

所指導課統括指導主事　調査の結果、すべて指導の内容は押さえてありました。

小田原委員長　だから、それをどうして事実としてそういう書き方をしなかったのですか。履修漏れや未履修ではないという、そういう言い方になってしまっているでしょう。そ

のようなこととは違うということなのだから。

所指導課統括指導主事　こちらの説明では、教えていないという事実はないということは、もう再三御説明をさせていただいたところです。

小田原委員長　一般市民としての受けとめ方というのは、40時間なんていう時間を出してくると、学校で授業をしていなかったというふうに受け取るから、その40時間は何かというと、新しい指導要領に組み込まれた部分をやっていなかったと言われたら、やはりそれは未履修ではないかと、履修漏れだろうと思うのではないですか。新聞はそれを代表して書いているわけですから。事実はこうなのですよという言い方をむしろすべきであったのだろうと思うのです。未履修ではありませんなんていう言い方ではなくて。

所指導課統括指導主事　委員長の御指摘のとおり、未履修ではないことも当然なのですが、実際は指導した内容がノート等で確認できていますし、丁寧に資料等を使って、指導内容は指導をされていたということは、詳しく記者にはお伝えしたところでございます。

和田委員　そうしますと、それに伴った補習というのは、例えば、観察していないから観察をやって、それで終わりですよというわけにはいかないですね。やはり前後があって指導しなければいけない部分があるのですが、その補習の仕方というのはどんな方法を考えているのですか。もう一度全部やり直そうという、そういうことになるのですか。そうすると、また膨大な時数がかかってくるのではないかと思うのですが。

所指導課統括指導主事　2年生は、月曜日の6校時をとることによって行っていくという形でございます。3年生は、既に年度当初に1、2年の復習として、4、5月に実施をしている部分を、40時間中の20時間は既に行いましたということで、御理解を保護者にいただくという形で、学校は保護者会で説明をしております。その他の20時間については、放課後、土曜日等を使いまして、これは希望者になりますけれども、補習を行っていき、さらに、残りの140時間の3年生の授業の中で、課題のあったところについては、関連付けながら指導をしていくというような学校の計画でございます。

和田委員　そうすると、不十分だった点を指導しながら、前にもう学習したことと関連させて補習を行っていくということでもいいのですよね。もう一度やり直しをするということではなくて、十分にその不足した部分を補うことによって、前の授業との関連を図れば、内容的には網羅できていくという、そういうことでよろしいのですよね。

所指導課統括指導主事　はい、そのとおりです。

和田委員　もう1点だけ。教育課程の届けの受理の段階で、つまり、教育課程届はどんな

っていたのですか。

所指導課統括指導主事 本市の場合は5月の連休明けに年間指導計画を提出していただくことになっておりまして、教育課程の届け出のときには本票のみで行っております。その際に、本票には新学習指導要領の時数で、宮上中学校については届けられておりました。

和田委員 5月段階の計画はどのようなのですか。

所指導課統括指導主事 5月段階のものは、何か課題があった場合にすぐに対応できるように、補助資料という形で提出をしていただいております。

小田原委員長 その中身ではどのようなものだったのですか。

所指導課統括指導主事 中身では単元名のようなものしか出されていなくて、今回の件にかかわる詳細な観察・実験等の細かいところまでは記載はされていないものです。詳細な年間指導計画については、学校保管となっております。八王子市教育委員会には提出されていないということでございます。

和田委員 その5月段階で出されたものの中には、例えば、移行措置によって前倒しで行っていたりとか、中身そのものは間違っていなかったのですね。そこでもう完全に落ちていたとか、あるいはこの内容が含まれていなかったとか、そういうことはなかったのですね。

所指導課統括指導主事 概要版のところは、確かに課題のところもございました。先ほど御指摘のあったところでは、移行措置の中身が単元の中のもっとさらに細かい部分になるので、そこをすべて書いてあるかといえば、書いていないのです。ですから、その資料だけからはわからないという状況でございます。

小田原委員長 それは書くべきところを書いていなかったのか、書く必要がないところなので、指導課としては把握できるものではないということなのか、どちらなのですか。

所指導課統括指導主事 そこまでの記載を八王子市教育委員会として求めていなかったものですから、学校としてもその細かいところまで記載をせずに提出してあり、指導課としても把握はできなかったということでございます。

小田原委員長 そういうことだそうです。

和田委員 もう1点確認なのですが、宮上中学校の正規の理科の教員は何名ですか。

所指導課統括指導主事 2名でございます。

和田委員 2名。それで、講師は何名ですか。

所指導課統括指導主事 1名でございます。

和田委員 1名。そうすると、2名の理科の教員が、その届なり計画なりを確認してつくっているということですね。

所指導課統括指導主事 はい。

和田委員 その内容の指摘をされたのは、正規の教員の2人ともということですか。

所指導課統括指導主事 これは、講師を含めた理科教員です。その内容については、本来であれば、理科主任を中心として理科の教員全員で年間指導計画を確認すべきと思います。ただ、それが担当、学年に任せられていたということで、今回の記載ミスには気づかなかったというところがございます。正しくは、理科教員の中でチェックをし合うこと、そして、教務主任を含めて点検をしたり、最終的には校長、管理職を含めて点検をしたりというようなことが必要だと思いますので、この点については、今後、各学校に状況を説明した上で注意喚起をしていきたいと思っております。

和田委員 そうすると、この問題は、教員の個人の問題でもあるけれども、その学校の中の理科の教科の体制の問題でもあると。同時にそれは恐らく理科に限らず、学校全体の体制の問題でもあるのだらうなと理解できると思いますので、今後は理科だけではなくて、ほかの教科についても十分調査していかないといけないと思います。

小田原委員長 校長はその必要があると言われたけれども、現実の問題としてできるのですか、やっているのですか。

所指導課統括指導主事 宮上中学校についてですか。全体ですか。

小田原委員長 全体です。要するに、校長を集めて体制の問題として各学校にやってくださいと言うのでしょうか、では、校長はできるのか。できることをやってくださいと言えるのか。

所指導課統括指導主事 今回のことに関しては、複数体制で年間指導計画をチェックすることを、各学校に確認した上で、できていなければ、そのような体制づくりをしていただきたいという旨はお伝えしたいと思っております。

小田原委員長 つまり、新指導要領で新しく加わっている部分を、指導計画の中ではやることになっていると受け取れる書類を出しているわけでしょう。だから、八王子市教育委員会としては見抜けなかった、できなかったという言い方をするわけでしょう。その見抜ける内容を記載してもらっているわけではないのだから。校長の教育課程の管理上では、年間の指導計画、それから学期の指導計画、あるいは週案なりを出させているだ

ろうけれども、そういう中でも見抜けない話ではないのか。見抜ける話をしると言っているわけです。

所指導課統括指導主事　これは、今回の移行措置の内容というのは、かなり詳細に示されている部分がございます、それを一言一句すべて入っているかというのを校長がすべて確認するというのは、非常に困難な作業だと考えております。それは理科の教員等、教科のほうできちんと点検をして、校長としては、きちんとチェックをしたのかということをしっかり管理する、あるいは指導をするということが重要になってくると考えます。

小田原委員長　そういうことですね。だから、ここで問題になっているのは何かというと、1年と2年と3年で教員が学年割にしていたのだらうと思うのですけれども、2年間にわたって勘違いというふうに言われているわけでしょう。それは勘違いなのですか。それがひとつ。5月に赴任した講師にすぐに指摘されたわけですが、それを夏休みになっても補習がないから、保護者がどうなっているのだという話になってくるわけです。そういう問題というのは何が問題なのか。教員が悪いだけなのかというと、そういうことで終わるのですか。

所指導課統括指導主事　まず、初めの1点目なのですが、勘違いなのかどうかというところで、これについては、今回言われて書類上のミスに気がついたと担当は申ししておりますが、一部は移行措置がきちんと踏まえられて記述されている。けれども、一部は記載漏れがあったというようなところがありますので、すべて欠落ではないという部分も実際にはございます。

それから、5月に指摘があったからのことですが、これについては、校長は、確かに理科教員に何が課題か調べて報告しなさいと言って、理科教員は自ら調べて報告をしているところですが、保護者に対しての説明がずっと遅れてしまったという課題はあったと思います。それなりにその時々、5月から調査を続けてはいたところですが、講師からは、まだ課題があるのではないかと、より詳細に調査が進んでいって、結局、どの時点の調査結果かによってその補習計画の時数が変わっていったという状況があり、学校としては、通知において補習計画の時数が変わってしまったりですとか、説明が遅れてしまったりですとか、そういうことがございました。ただ、今回の件については、保護者への説明が遅れてしまったということは、何よりも課題であると考えております。

佐島学校教育部指導担当部長　　実は、この件がわかって中学校長会で話をしました。そのときに私が一番課題だと思っているのは、やはり校長の管理の問題です。最初に訴えがあったときに、徹底的に調査をして、すぐに手を打つべきであったところを、調査も、こういうふうに言われているから調べてと言って教員に任せ切りにし、きちんと自分でその実態を把握していないので説明もできない。そのままずるずると対応が遅れることによって不信感を広げているという問題があると思いますので、教育課程の管理の問題についても校長先生方に、学校の中のさまざまな最終責任者である校長がきちんと指示をして、どういう状況になっているのかというのを確認していくということと、教員を信頼するのと任せるのというのはやはり違うことであって、きちんと管理職としてやるべきことはやっていかなければいけないということを話しております。今週、また小学校長会がありますので、そういう話をしながら、管理がきちんとできていくように、その部分についても指導をしていきたいと思っています。

小田原委員長　　結局、学習指導要領が改定になるということで、前倒しでやってもいいよというのと、やりなさいというのがあるわけで、それは、当然、学校長としては、どうなっているのだというのはチェックする必要があるというか、チェックしなければならぬことですよね。それをやっていなかったということがひとつと、それを指摘されながら、それに対応する保護者に説明という前に、前倒しでやる部分をやっていなければ、やらせなければいけなかったのが、できなかったわけでしょう。その問題を我々がいつ知ったのかという、その時点で指導課はそれなりの対応をしていたのかという、多分、私は、していなかったから校長も後回しになってしまったのではないかと思うのです。だから、これからどうするのか、これを未然に防ぐにはどうするのかといったときに、校長たちにちゃんと教育課程の管理をしっかりやりなさいというだけではなくて、どこをどうするかというところをきちんと押さえさせていかないと、こういう問題というのはなくなるというのか、幾らでもある話だろうという話になってしまうのではないですか。当然、国語とか音楽なんかは、教科書に載っているのをやらないなんていうのが出てくるのではないですか。こういう場合はこれをやりなさいというのがあるわけだから、それをやらなかったというのとはやはり違うわけで、やらなかったらやはり未履修だと私は思っているのです。それに一々反論する話ではないと思う。では、何が悪かったのかというのをもっと明確にして、そこは無くしますというふうに対応していくべきだろうと私は思っています。

佐島学校教育部指導担当部長　新学習指導要領への移行措置については、中学校は今年度で終わりますので、移行措置について、完全にやっていなければ、来年度からの学習指導要領の移行に対応できないわけで、その点から、小学校も含めて全校に調査を行うのですけれども、特に中学校については、移行措置の部分が、これをやらなければいけないとか、この部分から選択して幾つやるとか、細かい規定がありますので、それを学校がきちんとチェックできるような資料を作成して、今週中に各学校に調査をかけることにしております。その中で移行措置が完全に行われているのかをチェックして、今年度中に完全に実施できるようにしていきます。また、教育課程の受理の時点での問題もあると認識していますが、各学校の指導計画を細かいところまで事務局でチェックをできるかといえば、できないわけですので、その提出にあたっては、こういう観点できちんとチェックをしていますというようなものを添えて提出をさせて、気になる部分について詳細に調査をしてチェックをしていくなど、教育課程の受理の問題についても、改善をしていきたいと思っています。そういうことをすることによって、再びこういうことが起きないように取り組んでまいります。

小田原委員長　それは現場に事務量を増やすだけの話になりませんか。そうしたら、余計そういうところに時間がかかってしまって、肝心なところで手が抜けるようになっていくという感じがするのです。目次だけ写しているのでは構わないと思うのです。やっていればいいだけの話なのだから。それをいかにやってもらうか。今回の理科や数学の場合には、これはどこの学校でも、理科なら理科の教員たちには、どういうふうにそれを補っていくのかというのは課題であったはずで、そうすると、3人も4人もいれば、みんなでああだこうだというのをやるだろうけれども、1人、2人だったら、結局、その担当だけに任せていくわけですから、そうすると、自分の能力の限界というものはあるでしょうから、できる教員とできない教員がいて、それが学校によつての違いが出てくる一つの典型です。多分今回は、やろうと思ってもできなかったから、これは教科書にある部分だけやればいいたろうみたいな話になってしまったのではないですか。それを、よそから来た有能な講師に見抜かれたわけです。それを校長もほったらかしてしまったというわけでしょう。そういう受けとめ方になります。これは、私は自然だと思ふ。それを防ぐにはどうするかといったら、理科なら理科の教員、理科教育研究会というのがあるでしょう。そこで問題にして、こういうふうにこれを解決してやっていきましたから、皆さんもいかがですかといったことをみんなで分かち合う形、学び合う形、そういうこ



とをしなければ、こういうことは先に進んでいかないし、レベルも上がっていかない。だめな教員はだめな教員ということでもって、たらい回しになっていくというのは、そんなのは許してはだめなのです。だめな教員はやめてくださいなのです。教壇に立ってはいけないのだという、そういう話にしていかないといけないというふうに思います。そういうことを打ち出していかねばいけないのではないかなと、解決策というのは、そういうふうに持っていかないといけないだろうと思っているのです。事務量を増やして、では、やりなさいと言ったら、経験上、教員は今度はいいかげんになるのではないのでしょうか。

佐島学校教育部指導担当部長　先ほど申し上げた教育課程の届け出時のチェックというのは、当然やっているべきものであって、その観点等をきちんと示していくということで、事務量が増えるということではなくて、必ず各学校で指導計画を作成するときにはやっていただかなくてはいけないことですので、増えるというふうには思っておりません。ただし、委員長がお話をしていただいた教育研究会での学び合いというようなこともそうですけれども、根底にはやはり教員の資質の問題があると思いますので、その部分をやはり高めていくための方策についても、きちんと考えていく必要があると思いました。ありがとうございます。

小田原委員長　気をつけなければいけないのは、今だって子どもと向き合う時間がないと教員は言うわけです。だから、そこを、そうではありませんよというふうにしなればいけないわけだから、気をつけて対応して行ってほしいと思います。

私のほうから少し余分な話もしてしまいましたけれども、皆さんのほうでいかがですか。

これはこのまま終わらない話だと思います。私のところに届いた話はもっと別な話もありますので、特に指導課のほうでは十分心して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、特にないようでございますので、指導課からの報告は以上ということによるしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、生涯学習スポーツ部から報告をお願いいたします。

宮木生涯学習総務課長　それでは、口頭で、生涯学習施設の休館日及び開館時間の変更について、御報告を申し上げます。

現在、生涯学習スポーツ部所管の施設は、本市東日本大震災対策本部の方針に基づき、

節電対策として通常の休館日や開館時間を変更して、9月まで計画休館や一部施設の夜間使用中止を行っておりますが、今後の節電の取り組みにつきまして、8月19日に対策本部会議があり、10月以降も施設の利用制限を継続していくことが決定されました。それを受けて、生涯学習スポーツ部の施設も、10月以降、現在の計画休館と一部施設の夜間使用中止を継続してまいります。

なお、市民センターと併設する川口図書館、中央図書館北野分室、生涯学習センター川口分館は、休館日が祝日の場合、翌日を休館とせず開館することを試行的に実施していますが、この取り扱いも10月以降も継続してまいります。

報告は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習スポーツ部からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

9月4日の市民体育大会でNPO法人八王子市体育協会長のごあいさつを伺ったところですが、今のような報告をして大丈夫ですか。

榎本生涯学習スポーツ部長 確かに9月4日の市民体育大会で体育協会の会長からいろいろお話がありましたけれども、これにつきましては、先ほど東日本大震災本部会議で市の方針ということで決定しておりますので、生涯学習スポーツ部所管の施設は今後も施設の利用制限を継続しますが、生活に大きく影響の出るところ、例えば、クリエイトホールの子ども家庭支援センターの窓口業務については、今まで本庁でやっていたのですけれども、いろいろ事務的な作業もありますので、またクリエイトでやろうとか、そういうものについては改善というか、今後、クーラーなど少し電力消費も落ちてくるだろうし、見直しをするような方向で今動いています。まだ、正式決定はしていませんけれども。生涯学習施設については生命や生活に直接余り影響がないので、もう少し我慢してやってくれということで、これからも継続をしていきたいということです。期間的には来年の3月ぐらい、特にこれから原子力発電所の定期点検後の再稼働、そういうものも難しいとか、火力発電の関係もありますので、冬場に向けて気を緩めずに継続をしていくということです。

小田原委員長 だから、制限を加えているのだという言い方、今の報告みたいに、継続して使用制限をしていきますみたいなことを言うと、制限が全然弱まらないどころか、やはり他市に比べてというふうな言い方になってくるわけでしょう。だから、そうではないのだということをやはり一言、二言つけ加えてほしいのです。つまり、他市が全面開

放できて、八王子の東日本大震災対策本部は無理なことを我々に要求しているのかと言ったら、僕はそうは思っていないのです。だから、他市の体育施設を使えるということは、他市の施設があいているということなのでしょう。ということは、八王子はそれだけ盛んなのだということ。もう一つは、今の制限の中で工夫してやっていっていただきたいということ。それでもって体育振興が妨げられるものだとは思わないという、ぎりぎりのところでやっているのだということを書いてほしいのです。今、大震災というのは戦災後と同じだというふうに位置づけたら、ぜいたくは言えないのだということを書いてほしいのですが。そういうことを言うと、また怒られるから、そこをうまく書いてほしいのです。皆さんの言葉で。

川上委員 9月9日に電力使用制限令が解除になりますよね、電力使用制限中と全く同じ利用制限を継続するのであればでは、制限解除と、どう関連づけて話すのですか。

榎本生涯学習スポーツ部長 先日出た解除については、契約電力500キロワット以上の大口需要者については、最大電力15%削減の解除が出ましたけれども、家庭や小口のほうについては、継続して対応願いたいということですので、それも遵守して守っていきたいと思っています。

川上委員 ということは、ここは小口なのですか。

榎本生涯学習スポーツ部長 市全体でいうと大口ですけども、やはり横引きというか、生涯学習施設が開けるということになれば、市民センターも開ける、みんな開けるといような方向性になってしまいます。同じように足並みをそろえていますので、そういう中では市の方針として、9月9日の解除も含めて、八王子市は、多分、市の庁舎全体平均で20%ぐらいの削減をしていると思いますけれども、今後の需給予測だとか、なかなか見えない部分もありますので、気を緩めずということであります。

スポーツ関係については、いろいろな方と接した中で、確かに開けてほしいという要望もありますけれども、武道関係などにつきましては、体育館でできないものを公園でしたり、場所や練習方法等を工夫をしてやっているという話を幾つか耳にはしております。いろいろなハードルがありますけれども、そういうものを工夫で乗り越えて、全国大会に行って頑張っていますというお話も聞いています。先日は全国大会入賞という話も聞かせていただいております。

小田原委員長 考え方として、15%削減という数字が出たものだから、では、15%を目標にやりましょうと。実際にやってみたら、20数%、八王子もそうだと思いますけ

れども、節減ができた。だったら、もうちょっと緩めてもいいのではないかという話があるのだけれども、15%を目標にしている25%の削減ができたのだったら、もっと工夫すればもっと節減できるのではないかという考え方を私はとりたいのです。25%できたから、では、もうちょっと緩めましょうよという、そういう考え方はとりたくないと思うのです。だから、それは全体としてどういうふうに考えるかというのは、また議論していただきたいというふうに思いますけれども、この間あの話を聞いていると、何か一方的な勢いがありまして、反論するべき場でもないからみんな黙っていたわけだけれども、一方的に言われてしまった。残念な感じを非常に強く受けましたものですから。

そのほか、何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、生涯学習スポーツ部の報告は以上ということで、終わりたいと思います。そのほか何か報告することはございますか。

坂倉学校教育部長　特にございません。

小田原委員長　委員の皆さんで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、以上で公開での審議は終わりますけれども、今月末で水崎知代委員の任期が満了となりますので、定例会への出席は今回が最後ということになります。任期は30日まででございます。皆さんの前でお話する機会が持てませんので、この場をお借りしまして、水崎委員からごあいさつをいただきたいと思います。

水崎委員　今日の定例会が教育委員としての最後の定例会となりました。これまでお世話になった多くの皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。4年間、本当にありがとうございました。

子どもたちにかかわるいろいろな役につかせていただいて、約15年になります。教育委員としての4年間は、短いようですが、私にとっては長く感じられた4年間でした。4年を振り返って、今、一番強く思うことは、私は、八王子市教育委員会の人心一新が必要だと思います。このままでは八王子の教育はよくなる、だめになってしまう。私はそう思います。八王子の子どもたちのことが心配です。4年間、大変お世話になりました。これからも世のため、人のため、何らかの貢献ができるよう、日々精進してまいりたいと思います。

簡単ですが、私の最後のあいさつとさせていただきます。4年間、本当にありがとうございました。感謝しています。

小田原委員長　水崎委員のごあいさつですが、伺ってもよろしいですか。

教育委員会の人心一新が必要だということですが、どういうことですか。最後の機会ですから、ぜひお聞かせいただきたいのですけれども。

水崎委員　私は、今お話しした言葉は、決して今思いついたことではなく、教育委員として4年間過ごした中で感じた正直な気持ちなのです。もちろん私に対して非難される方、同感される方、さまざまだと思います。人によってそれぞれ考えも思いも違うと思いますが、教育委員会の方々、傍聴の方々、学校の先生方、会議録を読んでいただいている市民の方々、皆さんがそれぞれ私の評価をしていただければ、私はそれでありがたいと思います。4年間いろいろなことがありましたが、私なりに一生懸命取り組んで考えて、今、そういう言葉を話させていただいたということですので、そういう御理解をしていただければ大変ありがたいと思います。そこで勘弁していただきたいと思います。

小田原委員長　水崎委員からのお言葉がございました。委員の皆さんから水崎委員に送るお言葉はございますか。

川上委員　長いこと、ありがとうございます。私も最初は教育委員会というのは、どういうふうな立場がよくわからなかったのですが。ただ、水崎委員がお入りになっていらして、非常によくお勉強なさる。それを見て私も学ばせていただいたところもありました。ありがとうございます。どうぞお元気で。

小田原委員長　和田委員、ございますか。

和田委員　どうも4年間、お疲れさまでした。市民公募の立場でいろいろ意見を聞かせていただいて、大変参考になりました。また、今までの発言なども、私どもも思いを持ちながら、今後の審議を続けていきたいと思っております。また御活躍をお祈りしております。ありがとうございます。

小田原委員長　教育長はありますか。

石川教育長　特にありません。

小田原委員長　4年間、長い間、お疲れさまでした。言いたいことを十分言えなかったのではないですか。今日も最後、もう少し言ってほしいところはありますけれども、何だかわからない形で終わるというのは非常に残念なのですが、御勘弁いただきたいということですので、これ以上お聞きしません。

私は、前から言っているように、教育委員会はなくてもいいのではないかという考え方を常々申し上げているのです。ただ、八王子においては今は必要だということで教育委員会があるわけですが、教育委員が要らないのか、事務局も一新したほうがいいのか、その辺も伺いたかったのですけれども、それありませんので。ただ、思い出すのは、東京都が教育改革を始めたときに、このままでは東京の教育はつぶれると言われたのが20年ぐらい前になるのですけれども、では、東京都の教育はつぶれたのかと云ったら、決してつぶれているわけではないのです。だから、このままでは八王子の子どもたちが心配だとは私は思わないです。これは、教育はこの場だけで行われているわけではなく、当然、市議会というのがありますし、教育委員会が市長部局と独立した行政委員会とはいえ、市の機関であるわけですから、勝手にできるものでもないわけです。市民に支えられて教育委員会、あるいは市役所というのは成り立っているわけですから、市民がこの教育そのものを否定するのであるならば、これはどうなるかわかりませんが、学校はなくてもいいのだというところから始まって、学校は今必要だからということでもって市立学校があるわけで、もう一方で私立の学校もあるわけで、学校とか教育というのは、それをつぶれていくものだと私は思っておりません。ただ、各方面からの温かい言葉、厳しいきつい言葉、そういうものは常に受けていかなければならないだろうと思っております。

それでは、水崎委員のこれまでの御貢献に対しまして、感謝の気持ちを込めまして花束を贈呈いたしたいと思っておりますので、気持ちよくお受け取りいただければ幸いです。

小田原委員長　それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。

【午前11時03分休憩】